建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年８月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　永大テクニカ株式会社　河本　明貞　大阪府大阪市住之江区平林南２―10―60　国土交通大臣許可（般―22）第21204号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年８月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年８月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アメフレック　土山　勝史　大阪府大阪市北区豊崎２―８―15　国土交通大臣許可（般特―17）第19156号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年８月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オークラハウジング株式会社　川合　洋明　大阪府大阪市北区天神橋２―北２―11　国土交通大臣許可（特―21）第23178号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年８月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明野住宅　竜崎　浩一　大阪府高槻市城北町１―５―15　国土交通大臣許可（特―20）第17306号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年９月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミカド　小寺　史郎　大阪府大阪市北区大淀南１―10―９　国土交通大臣許可（般―19）第11379号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年９月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ダイヤアクセス　下出　一義　大阪府大阪市淀川区宮原３―５―36　国土交通大臣許可（般―19）第22473号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年９月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　桑田硝子株式会社　桑田正三郎　大阪府大阪市福島区海老江５―７―９　国土交通大臣許可（般―18）第344号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年７月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ティーオーエー株式会社　井谷　憲次　兵庫県宝塚市高松町２―１　国土交通大臣許可（般特―21）第7361号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月９日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年９月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アイワーク　丹羽　正明　京都府京都市伏見区竹田松林町56　国土交通大臣許可（般―21）第21009号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。